

所沢市土木工事における週休2日制モデル工事試行要領

(目的)

第1条 この要領は、所沢市が発注する土木工事において、週休2日制モデル工事（以下「モデル工事」という。）を試行するために必要となる事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

現場閉所 巡回パトロール、保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

現場閉所日 対象期間中に現場閉所を行う日のうち、週休日で、原則として土曜日及び日曜日をいう。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定すること又は祝日を充てることもできる。なお、現場閉所日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

対象期間 現場施工着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から現場施工完了日までの期間をいう。この場合において、年末年始（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ現場閉所とする期間（受注者の責によらず現場作業の休止を余儀なくされる期間など）を対象期間に含み、そのうち週休日（原則として土曜日及び日曜日）のみを現場閉所日としてカウントすることとする。

4週8休以上 対象期間内の現場閉所の日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

2 降雨、降雪、猛暑等の天候の影響による予定外の現場閉所は、現場閉所日に含めることができるものとし、閉所が確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含め、監督員に報告するものとする。ただし、地元対応等やむを得ず、予定していた現場閉所日に作業が生じる場合には、原則として作業日の前後7日以内に振替の現場閉所日を設定するものとする。

(対象とするモデル工事)

第3条 モデル工事の対象は、工事の種別、規模等を勘案し、発注者が選定するものとする。ただし、次に掲げる工事は除く。

機械設備工事

竣工時期や作業時間に制約が大きい工事

緊急を要する工事（災害復旧工事、応急工事等）

単価契約方式による工事

対象期間が1週間未満の工事

前各号に掲げる場合のほか、週休2日の実施が困難な工事

(発注方式)

第4条 モデル工事の発注は次に掲げるいずれかの方式によるものとする。

発注者指定型(発注者が週休2日に取り組むことを指定するものをいう。)

受注者希望型(受注者が現場施工着手前に発注者と協議した上で週休2日に取り組むものをいう。)

(適正な工期の確保)

第5条 発注者は、工期に関する基準等に基づき、適正な工期を設定する。この場合において、4週8休に満たない場合の工期末における契約変更手続きに要する期間を考慮するものとする。

2 契約工期の変更理由が、次に掲げる受注者の責によらない場合は、発注者と受注者は、協議の上、適切に工期の変更を行う。

受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じたとき。

著しい悪天候により、作業不稼働日が多く発生したとき。

工事の中止又は一時中止により、全体工程に影響が生じたとき。

資機材又は労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じたとき。

その他特別な事情により、全体工程に影響が生じたとき。

(積算方法等)

第6条 モデル工事においては、4週8休以上を前提として、労務費に補正係数を乗じて補正し工事費を積算して予定価格を作成する。この場合において、補正係数は、埼玉県県土整備部「週休2日制モデル工事」試行要領(平成31年4月1日施行)第6条第1項に規定する補正係数とする。

2 発注者指定型において、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たないときは、請負代金額のうち前項の規定による補正分を減額する契約変更を行う。

3 受注者希望型において、現場閉所の状況を確認して4週8休に満たないものは、その達成状況に応じ、請負代金額のうち第1項の規定による補正分を減額する契約変更を行う。

4 前項の場合において、工事着手前にモデル工事に取り組むことについて協議が整わなかったもの(受注者がモデル工事の取り組みを希望しないものを含む。)については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて、当該補正分を減額変更する。

(実施方法)

第7条 発注者は、モデル工事の発注に当たっては、入札公告及び特記仕様書にモデル工事である旨を明示する。この場合において、入札公告にあっては別図第1、特

記仕様書にあっては別図第 2 の例による。

2 受注者希望型の場合、受注者は、契約後速やかにモデル工事の実施の意向について、発注者と協議を行い、週休 2 日制モデル工事実施届を提出する。

3 モデル工事の実施は、次のとおりとする。

現場施工着手前

ア 受注者は、週休 2 日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。

イ 受注者は、現場施工着手日から 28 日分の休日取得計画書を提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。

ウ 受注者は、モデル工事である旨を公衆の見やすい場所に明示する。記載内容は、次の図の例を基本とし、大きさは、A3 サイズ以上とする。

週休 2 日制モデル工事	
この工事は、建設産業の就労環境を改善するため、 週休 2 日の確保に取り組むモデル工事です。	
工事名	〇〇〇〇工事
発注者	所沢市
受注者	建設(株)

現場施工期間中

ア 受注者は、28 日分の休日取得計画書を当該休日取得計画書の初日となる日の 7 日前までに提出し、休日の取得計画について発注者の確認を受ける。

イ 前号ア又はイの規定により提出した休日取得計画書の計画期間終了後 7 日以内に、休日取得実績書を提出するとともに、現場閉所を確認できる資料（作業日報等をいう。）を提示し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。

ウ 天候の影響、地元対応等により、休日の振替を行う場合は、原則として、事前に工事記録を提出し、発注者の承認を受けるものとする。ただし、天候の急変、緊急工事等急を要するときは、事後報告とすることができる。

エ 発注者は、休日に作業が生じるような指示を行わないとともに、受注者からの協議等には速やかに対応する。

オ 受注者は、週休 2 日の確保について、下請負人を指導する。

カ 発注者は、一つの工事現場において、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間の調整を適切に実施する。

キ 現場着手後、やむを得ずモデル工事の取り組みができなくなったときは、発注者と協議の上、週休 2 日制モデル工事実施届を提出し、モデル工事の対象外

とすることができる。

現場施工完了後

ア 受注者は、現場施工完了後速やかに最終の休日取得実績書及び休日取得実績書【集計表】を提出するとともに、現場閉所を確認できる資料（作業日報等をいう。）を提示し、休日の取得実績について発注者の確認を受ける。

イ 発注者は、現場閉所の達成状況に応じて、前条に定める経費について必要となる契約変更を行う。

（工事成績評定）

第8条 発注者は、現場閉所の達成状況に応じ、工事成績評定において、下表のとおり加点を行う。

現場閉所の達成状況	発注者指定型	受注者希望型
・ 4週8休以上（現場閉所率28.5%以上）	2点	2点
・ 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25.0%以上28.5%未満）		1点
・ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%以上25.0%未満）		0.5点

備考 加点は評価項目「創意工夫」で行うため、工事成績評定の加点は、得点割合0.4を乗じた点数となる。

（アンケート調査）

第9条 受注者は、現場施工完了日の翌日から14日以内に、別に定めるアンケート調査に回答するものとし、下請負人にも回答するよう指示するものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領は、この要領の施行の日以後に公告する工事から適用する。

別図第 1

入札公告

1 入札対象工事

(7) その他

本工事は、所沢市土木工事における週休2日制モデル工事(型)の
試行対象工事である。

発注方式により、「発注者指定」もしくは「受注者希望」を記入

別図第 2

所沢市土木工事における週休 2 日制モデル工事特記仕様書

1 週休 2 日制モデル工事

本工事は、所沢市土木工事における週休 2 日制モデル工事（ 型）の試行対象工事である。

試行の実施は、所沢市土木工事における週休 2 日制モデル工事試行要領によるものとする。試行要領は、所沢市ホームページで確認のこと。

発注方式により、「発注者指定」もしくは「受注者希望」を記入